

有事関連法案の強行採決に抗議する（声明）

2003年5月14日 新日本医師協会

有事法制関連三法案が十四日の衆院特別委員会で強行採決されました。そもそも有事法制は、国民に対しては戦争方針への「協力」義務を定め、自由と権利を「制限」することを明記したものです。これまでの周辺事態法との併存によって自衛隊の活動領域は広がり武力攻撃を含むこととなります。「修正」によって基本的性格はいささかも変わりません。

先のイラク先制攻撃では多くの尊い生命が奪われましたが、今後は日本が参戦する道が開かれることとなります。自衛隊法「改正」案でも特例を設け軍事優先で国・自治体あげて協力させようとしています。

私たちは昨年十一月の第55回総会で、「憲法の平和的原則や国民の基本的人権を蹂躪する有事関連三法案の廃案を求める決議」を採択し、小泉首相はじめ関連団体へ送付しました。保健・医療・福祉、さらに教育・保育に携わる者として今回の強行採決にあらためて抗議するものです。

（「新医協新聞」2003年5月11日）